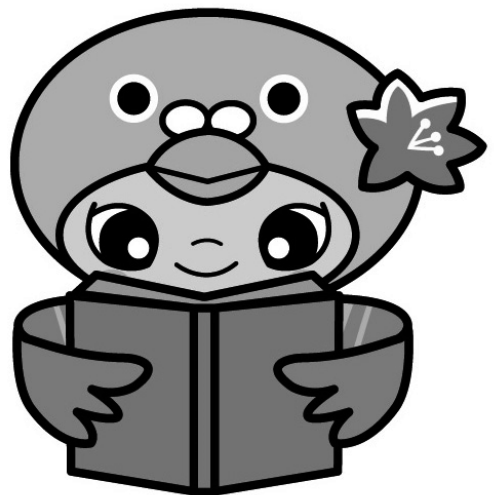


資料



1 鳩山町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

(1) 子ども・子育て会議の開催状況

| 平成 25 年度 | |
|--|---|
| 年月日 | 内 容 |
| 平成 25 年 12 月 | 鳩山町子ども・子育てに関するニーズ調査実施 【乳幼児調査】 ○調査対象：町内に居住する乳幼児の保護者 418人（全数） 【小学生調査】 ○調査対象：町内に居住する小学校1年生から3年生の保護者 267人（全数） |
| 平成 25 年 10 月 29 日 第 1 回会議 (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 委嘱状の交付 (2) 鳩山町子ども・子育て会議について (3) 会長・副会長（鳩山町子ども・子育て会議）の選出について (4) 子ども・子育て会議への諮問について (5) 子ども・子育て支援制度の概要等について (6) 子ども・子育てニーズ調査について (7) その他 |
| 平成 25 年 11 月 12 日 第 2 回会議 (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 子ども・子育てニーズ調査について (2) その他 |
| 平成 26 年 3 月 26 日 第 3 回会議 (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 子ども・子育てニーズ調査の結果について (2) 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて (3) その他 |

| 平成 26 年度 | |
|---|---|
| 年月日 | 内 容 |
| 平成 26 年 5 月 23 日 第 1 回会議 (通算第 4 回) (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 鳩山町次世代育成支援対策地域協議会について (2) 鳩山町の現状とアンケート調査からの課題について (3) その他 |
| 平成 26 年 6 月 24 日 第 2 回会議 (通算第 5 回) (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について (2) アンケート調査からの課題等について (3) その他 |
| 平成 26 年 8 月 21 日 第 3 回会議 (通算第 6 回) (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 子ども・子育て支援新制度に係る条例案について (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) その他 |
| 平成 26 年 10 月 2 日 第 4 回会議 (通算第 7 回) (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 鳩山町子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) その他 |
| 平成 26 年 11 月 12 日 第 5 回会議 (通算第 8 回) (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 鳩山町子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) その他 |

| 年月日 | 内 容 |
|---|--|
| 平成 26 年 12 月 18 日 第 6 回会議 (通算第 9 回) (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場305・306会議室 ◇審議内容等 (1) 鳩山町子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) その他 |
| 平成 27 年 1 月 6 日～ 2 月 6 日 | 鳩山町子ども・子育て支援事業計画(素案)に関するパブリックコメントの実施 |
| 平成 27 年 1 月 8 日～ 1 月 23 日 | 鳩山町子ども・子育て支援事業計画(素案)の庁内各課等による検討 |
| 平成 27 年 2 月 24 日 第 7 回会議 (通算第 10 回) (鳩山町次世代育成支援対策地域協議会と合同開催) | ◇開催場所 役場301会議室 ◇審議内容等 (1) パブリックコメントの結果について (2) 鳩山町子ども・子育て支援事業計画(素案)の検討について (3) 子ども・子育て支援新制度の幼稚園及び保育園の保育料について (4) その他 |
| 平成 27 年 2 月 26 日 | 町長へ答申書(鳩山町子ども・子育て支援事業計画(案))提出 |
| 平成 27 年 3 月 10 日 | 鳩山町子ども・子育て支援事業計画策定(町長決裁) |

2 鳩山町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(平成 18 年 3 月 17 日告示第 19 号)

改正 (平成 20 年 11 月 21 日告示第 116 号)

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。)
第 8 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援行動計画を策定し、それを推進するにあたり、地域における子育て支援関係者等の幅広い意見を反映させるため、法第 21 条第 1 項の規定に基づく、鳩山町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 鳩山町次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (2) 鳩山町次世代育成支援行動計画の実施状況に関すること。
- (3) 次世代育成支援に関する関係者及び関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) 次世代育成支援対策に係る調査研究に関すること。
- (5) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 16 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 21 日告示第 116 号）

- 1 この告示は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 鳩山町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱（平成 16 年告示第 35 号）は廃止する。
- 3 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期については、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 5 月 30 日までとする。

3 鳩山町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略；順不同)

(敬称略、任期：平成26年6月1日～平成27年10月28日)

| 番号 | 区 分 | 所 属 | 役職等 | 氏 名 |
|----|-----------------|------------------------|------------|--------|
| 1 | 関係団体を 代表するもの | 鳩山町障がい者団体連絡協議会 | | 遠山 由美子 |
| 2 | 〃 | 鳩山町P T A連絡 協議会 | 幹 事 | 大賀 広史 |
| 3 | 〃 | 比企地域 労働者福祉協議会 | 事務局長 | 亀井 毅 |
| 4 | 関係機関を 代表するもの | 保育園代表 (ひばりゆりかご保育園) | 園 長 | 道祖土 邦子 |
| 5 | 〃 | 幼稚園代表 (鳩山幼稚園) | 〃 | 小林 秀子 |
| 6 | 〃 | 学童保育代表 (おしゃもじ山クラブ) | 主 任 指導員 | 五十嵐 康祐 |
| 7 | 〃 | 鳩山町校長会 (今宿小学校) | 会 長 | 吉田 明弘 |
| 8 | 〃 | 鳩山町民生委員 児童委員協議会 | | 矢野 幹夫 |
| 9 | 〃 | 鳩山町商工会 | 副会長 | 日坂 和久 |
| 10 | 学識経験者 | 鳩山町教育委員会 | 委 員 | 嶋崎 博嗣 |
| 11 | 〃 | はとやま子育てネットワーク くるっくー | | 松浪 亜矢 |
| 12 | 〃 | 家庭教育アドバイザー | | 清水 友子 |
| 13 | 〃 | 山村学園短期大学 | 准教授 | 橋本 淳一 |
| 14 | 公募委員 | | 保護者 | 古越 真以子 |
| 15 | 公募委員 | | 保護者 | 黒崎 紀子 |

4 鳩山町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 13 日条例第 24 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、鳩山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する公共的団体等から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (5) 公募による者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課及び教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正)

2 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給条例（昭和30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | |
|-----------|----|--------|---|
| 国民保護協議会委員 | 日額 | 6,000円 | 〃 |
|-----------|----|--------|---|

」を

「

| | | | |
|-------------|----|--------|---|
| 国民保護協議会委員 | 日額 | 6,000円 | 〃 |
| 子ども・子育て会議委員 | 日額 | 6,000円 | 〃 |

」に

改める。

5 鳩山町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、任期：平成25年10月29日～平成27年10月28日)

| 区 分 | | 所 属 | 役職等 | 氏 名 |
|-----------|---|------------------------|-----------|--|
| 1 号 委員 | 子ども・子育て 支援法第6条第 2項に規定する 保護者 | 鳩山町PTA連絡協議会 | 幹 事 | 大賀 広史 |
| | | 鳩山町立幼稚園保護者代表 | PTA 会長 | 伊藤 絵里子 (平成25年度) 胡桃澤 知子 (平成26年度から) |
| | | 石坂幼稚園保護者代表 | | 西幅 裕子 |
| 2 号 委員 | 子ども・子育て に関する公共 的団体等から 推薦等を受け た者 | 鳩山町民生委員児童委員協議会 | | 矢野 幹夫 |
| | | 鳩山町障がい者団体連絡協議会 | | 遠山 由美子 |
| | | 比企地域労働者福祉協議会 | 事務局長 | 亀井 毅 |
| | | 鳩山町商工会 | 副会長 | 日坂 和久 |
| | | 鳩山町教育委員会 | 委 員 | 嶋崎 博嗣 |
| | | 鳩山町校長会 | 会 長 | 吉田 明弘 |
| | | はとやま子育てネットワーク くるっくー | 代 表 | 松浪 亜矢 |
| 3 号 委員 | 子ども・子育て 支援法第7条第 1項に規定す る、子ども・子 育てに関する 事業に従事す る者 | 町立幼稚園 | 園 長 | 小林 秀子 |
| | | 石坂幼稚園 | 園 長 | 宍戸 幸子 |
| | | 学童保育所(おしゃもじ山クラブ) | 主任 指導員 | 五十嵐 康祐 |
| | | 学童保育所(銀河鉄道'90) | 主任 指導員 | 戸口 英里子 |
| | | 保育園(ひばりゆりかご保育園) | 園 長 | 道祖土 邦子 |
| 4 号 委員 | 子ども・子育て 支援に関し、知 識経験を有す る者 | 山村学園短期大学 | 准教授 | 橋本 淳一 |
| | | 家庭教育アドバイザー | | 清水 友子 |
| 5 号 委員 | 公募委員 | | | 澁井 晴美 |
| | | | | 宇田川 陽子 |
| 6 号 委員 | その他町長が 必要と認める 委員 | 鳩山町議会 | 議 員 | 中山 明美 |

6 鳩山町次世代育成支援行動計画策定庁内会議設置要綱

(平成16年3月31日告示第36号)

改正 (平成21年10月1日告示第123号 平成26年12月10日告示第96号)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)の策定に関し、庁内の関係各課の職員により必要な事項を検討するため、鳩山町次世代育成支援行動計画策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の基本方針に関すること。
- (2) 行動計画の原案に関すること。
- (3) その他行動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、健康福祉課長、保健センター所長及び別表に掲げる課の組織の長から推薦された職員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉課長を、副委員長は保健センター所長をもって充てる。

- 2 委員長は、庁内会議を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月1日告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月10日告示第96号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

| |
|--|
| 総務課、政策財政課、町民課、高齢者支援課、生活環境課、産業振興課、まちづくり推進課、北部地域活性化推進室、教育総務課、生涯学習課 |
|--|

7 用語の定義

■ あ 行

M字カーブ

女性の年齢別労働力率を縦軸に、年齢を横軸にとったグラフが、途中の30歳代前半で大きく落ちこみ、Mの字に似た形になること。女性が出産・育児のため、就労の中断、再就労を余儀なくされている労働市場のさまを示す。

■ か 行

学習障害(LD)

全般的な知能の水準や身体機能に障害は見られないが、読み書き・計算や注意の集中といった能力に欠けるために学習が困難な状態。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、小人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその観察期間の年齢別（年齢階級別）出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみる際の主要な指標としている。

広汎性発達障害

社会性やコミュニケーション能力等の発達遅滞を特徴とする発達障害の総称。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に制定された、子ども・子育て関連3法に基づく制度。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

子どもの権利条約

正称「児童の権利に関する条約」。18歳未満の子どものを、保護の対象としてのみならず、権利の主体としてとらえ、具体的な権利内容を総合的に規定した条約。1989年国連総会で採択。日本は1994年(平成6年)承認、発効。

コーホート法

コーホートとは同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート法とは、その集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法をいう。

■ さ 行

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

施設型給付

教育・保育施設（認定子ども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のこと。

児童憲章

児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福と、よい環境の中で健全な成長を図るために定められた規定。児童福祉政策の根本理念を示すもの。1951年（昭和26年）制定。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、小人数（6～19人）を対象にきめ細かな保育を行う。

食育

食べることの意味を理解し、一人ひとりが自立的に食生活を営む力を育てることであり、さらには、それを実現しやすい食環境づくりや、それらを支援・推進するネットワークづくりのことまで含む場合もある。

■ た 行

地域型保育給付

地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）を対象とした給付のこと。

注意欠陥／多動性障害(ADHD)

児童期に出現する注意力散漫と多動を特徴とする症候群。

DV（ドメスティックバイオレンス）

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間において、パートナーから加えられる身体的、精神的、性的な暴力を指す。また、広義には、家庭内の強者から弱者に加えられる虐待も含まれる。

特定保育

保護者の多様な就労形態に対応するために、児童の保護者が当該児童を保育することができないと認められる場合において、週3日程度一時的に子どもを預かる事業。

■ な 行

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のこと。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳が重んぜられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。

■ は 行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリーFree)するという意味で、建物や道路などの段差等生活上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

フィルタリング

インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

フレックスタイム制

労働者が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を自由に決定することができる変形労働時間制の一つ。一般的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間(コアタイム)と、その時間帯であればいつ出勤してもよい(フレキシブルタイム)とに分けて実施する。

■ や 行

ユニバーサルデザイン

障がい者や高齢者などの区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。1974年アメリカのメースによって提唱された概念。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、保健・医療・福祉等の行政機関から構成する協議会を設置し、情報や考え方を共有して、連携の下で対応すると共に、研修や広報活動を行う。

■ ら 行

リハビリテーション

障がい者等に対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本的な理念となっている。

■ わ 行

ワークライフバランス

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。